委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ●市区町村長等	
2. 都道府県名	香川県	
3. 市区町村名	三木町	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.miki.lg.jp/control/life/detail_print2.php	

執行機関名 三木町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	三木町医療費助成条例(平成27年三木町条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		三木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第一 第1の項 三木町医療費助成条例(平成27年三木町条例第19号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	三木町医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て <u>児童</u> は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に 養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その <u>心身</u> の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること く保障される権利を有する。	第1条 この条例は、子ども、障害者、ひとり親家庭等に係る医療費を助成することにより、子ども、障害者、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、 <u>福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		二个则医療實明成条例 三木町医療費助成条例施行規則 乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱